

出席停止の連絡について

平素は志摩市教育行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校保健安全法第19条により児童生徒が感染症にかかった場合は、本人の健康回復と周囲への感染防止のため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

つきましては、志摩市では対象となる下記の疾病に罹患した場合、所定の用紙へ記入していただき、登校時に学校へ提出いただくことになっています（用紙は学校からお渡しします。志摩市ホームページからダウンロードすることもできます。[志摩市 出席停止 検索](#)）お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

なお、医師による治癒証明書が必要となる場合の文書料につきましては、志摩医師会のご配慮により志摩医師会所属の医療機関において無料で協力をいただいております。

記

1. 学校保健安全法において出席停止となる疾病とその基準

	対象疾病	出席停止期間の基準	提出書類
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで	「診断・治癒経過についての連絡」 (医師による治癒証明書)
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	「学校感染症(インフルエンザ)届出書」 「新型コロナウイルス感染症届出書」 「診断・治癒経過についての連絡」 (医師による治癒証明書)
	新型コロナウイルス感染症	発症した日を0日とし5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	「診断・治癒経過についての連絡」 (医師による治癒証明書)
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。			
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、パラチフス、※ その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで	「診断・治癒経過についての連絡」 (医師による治癒証明書)

※ その他の感染症とは・・・条件によっては出席停止の必要が考えられる疾病です。

【溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症等】